

平成17年公認会計士試験第三次試験受験者心得

公認会計士・監査審査会

試験実施日程

- 願書受付期間 平成17年10月3日(月)～平成17年10月21日(金)
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時を除く)
郵送(書留)による場合は、上記期間の消印のあるものに限り受け付けます。
- 願書受付場所 受験を希望する場所を管轄する財務局(福岡県において受験を希望する場合は福岡財務支局、沖縄県において受験を希望する場合は沖縄総合事務局)
- 試験日程
- | 試験科目 | 試験期日 | 試験時間 | 試験科目 |
|------|---------------|-------------|------------|
| 筆記試験 | 平成17年11月1日(火) | 9:00～12:00 | 財務に関する監査実務 |
| | | 13:30～16:30 | 財務に関する分析実務 |
| 口述試験 | 平成17年11月2日(水) | 9:00～12:00 | その他の会計実務 |
| | | 13:30～15:00 | 税に関する実務 |
| | | 15:45～17:15 | 論 |
- [口述試験受験資格者発表 平成18年1月6日(金)(予定)]
- 口述試験 平成18年1月上旬頃に官報で公告します(受験者には別途通知します。)
- [合格発表 平成18年3月29日(水)(予定)]

1. 試験の目的

第三次試験は、公認会計士となるのに必要な高等の専門的応用能力を有するかどうかを判定することをその目的として、筆記及び口述の方法により行います。

2. 受験資格

第三次試験は、次のいずれかに該当すれば受験することができます。

- (1) 第二次試験に合格し、又は第二次試験科目の免除が全科目に及び会計士補となる資格を有することとなった後に、実務補習を受けた期間が1年以上であり、監査業務について公認会計士若しくは監査法人を補助した期間(業務補助)又は財務に関する監査、分析その他の実務で次に掲げる事務に従事した期間(実務従事)が通算して2年以上であり、かつ、実務補習期間と業務補助又は実務従事の期間(実務補習期間と重複する期間を除く。)が通算して3年以上となる者

① 国又は地方公共団体の機関において、国若しくは地方公共団体の機関又は地方公共団体以外の法人(当該法人が特別の法律により設立された法人以外の法人であるときは、資本金等の額が500万円以上のものに限る。以下同じ。)の会計に関する検査若しくは監査又は直接国税に関する調査若しくは検査の事務を直接担当すること。

② 銀行、信託会社、保険会社、無尽会社又は特別の法律により設立された法人であってこれらに準ずるものにおいて、貸付、債務の保証その他これらに準ずる資金の運用に関する事務を直接担当すること。

③ ②に掲げるもののほか、地方公共団体以外の法人において、原価計算その他の財務分析に関する事務を直接担当すること。

(詳細は、公認会計士法施行令第2条参照のこと。)

業務補助は、1年につき2以上の法人(証券取引法第193条の2又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条により公認会計士又は監査法人の監査を受けることとなっ

ている法人の場合は1社以上)の財務書類の監査又は証明業務を対象として行う必要があります。また、実務従事は、当該事務について、正職員として、かつ、本務として直接担当する必要があります。

会計士補又は会計士補となる資格を有する者は、業務補助等の期間が2年以上に達したとき(実務補習期間と重複する期間がある者については、業務補助等の期間が2年以上で、かつ、実務補習期間と業務補助等の期間(実務補習と重複する期間を除く。)が通算して3年以上となったとき)は、速やかに、第1号様式による「業務補助等報告書」を、その主たる事務所の所在地(会計士補となる資格を有する者についてはその住所)を管轄する財務局長を経由して、公認会計士・監査審査会会長に提出し、その写しを当該財務局長に提出する必要があります。当該報告書及びその写しには、会計士補又は会計士補となる資格を有する者が業務補助等を行った公認会計士、監査法人又は当該行政機関の長若しくはこれに準ずる者ごとに、その発する第2号様式による「業務補助等証明書」及びその写しを添付する必要があります。公認会計士・監査審査会会長は、当該報告書及び証明書を受理したときは、報告書受理番号を当該財務局長を経由して、当該報告書提出者に通知します。

なお、計理士として会計に関する検査又は証明の業務に従事していた期間は実務補習及び業務補助を行った期間とみなされます。

- (2) 公認会計士試験第三次試験受験資格検定に合格した者
- (3) 昭和32年7月31日までに、商学に属する科目に関する研究により博士の学位を授与された者
- (4) 昭和32年7月31日までに、次に掲げる職の1又は2以上についてその在職年数が通算して14年以上となる者
 - ① 計理士、税理士及び税務代理士
 - ② 学校教育法による大学、旧大学令による大学、旧高等学校令による高等学校高等科又は旧専門学校令による専門学校における商学に属する科目の教授、助教授又は講師
 - ③ 行政機関において、会計検査、銀行検査、法人税又は会社その他の団体の財務に関する行政事務を直接担当する職であって大蔵大臣の指定するもの
 - ④ 銀行、信託会社、保険会社又は特別の法律により設立された法人であってこれらに準ずるものにおいて、貸付その他資金の運用(貸付先の経理についての審査を含む。)又は会計に関する事務を担当する地位であって課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの
 - ⑤ ④に掲げるものを除くほか、会社で資本金等の額が500万円以上のもの又は特別の法律により設立された法人において会計に関する事務を担当する地位であって課長又はこれに準ずるもの以上に相当するもの
 - ⑥ 商学又は財務に関する研究又は調査を目的とする機関で大蔵大臣の認定するものにおける研究又は調査についての責任ある地位
- (5) 沖縄の復帰前に、琉球政府により行われた沖縄の公認会計士法に基づく第二次試験の合格者で、(1)と同様に実務補習及び業務補助等を行った者。そのほか、同法の規定による第三次試験受験資格検定合格者及び同検定免除者についても受験資格があります。受験資格その他受験手続等について、詳しくは各財務局等理財(第一)課又は公認会計士・監査審査会事務局総務試験室(6.(15)、(16)参照)にお問い合わせ下さい。

3. 試験の実施

(1) 試験科目

試験は、次の4科目について筆記及び口述の方法により行います。

① 財務に関する監査実務

- イ 監査手続
- ロ 監査報告書

② 財務に関する分析実務

③ その他の会計実務

- イ 記帳
- ロ 帳簿組織
- ハ 財務諸表に関する実務
- ニ 税に関する実務

④ 論文

(2) 口述試験

口述試験は、筆記試験において、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た者について行います。

(3) 法令等の適用日

解答に当たり適用すべき法令等は、平成17年7月28日現在施行のものとしします。

(4) 合格基準

合格基準は、総点数の60%を基準として、公認会計士・監査審査会が相当と認めた得点比率とします。ただし、1科目につき、その満点の40%に満たないもののある場合は、不合格となることがあります。

(5) 筆記試験免除の取扱い

筆記試験及び口述試験を受験した結果、合格基準に達しなかった者のうち、筆記試験の成績が第三次試験の合格に必要な成績に照らして十分でないと公認会計士・監査審査会が判定した者以外の者は、その申請により、当該筆記試験に係る第三次試験の合格発表の日から起算して2年を経過する日までに行われる筆記試験が免除され、口述試験を受験することができます。

ただし、筆記試験から受験する受験願書を提出した場合には筆記試験免除の権利は放棄したものとみなされます。

なお、新公認会計士試験制度移行への経過措置として、平成16年及び平成17年の第三次試験の筆記試験の免除対象者に対する口述試験を平成18年6月頃に実施予定です。詳しくは、平成18年4月中に官報公告を行います。

4. 受験手続

(1) 受験願書は平成17年9月5日(月)から平成17年10月21日(金)まで、各財務局等理財(第一)課(6.(15)参照)において配付します。郵送により請求する場合には、封筒の表に「公認会計士試験第三次試験受験願書請求」と書き、140円分の郵便切手をはったあて先・郵便番号明記の返信用封筒(日本工業規格A4の入るもの。)を必ず同封し、各財務局等理財(第一)課に請求して下さい。

(2) 受験願書は、所要事項を記載の上、写真、整理表及び下記5.各号に該当する者については当該各号に掲げる書類を添付し、受験を希望する場所を管轄する各財務局等理財(第一)課に

提出して下さい。郵送により提出する場合は、「公認会計士第三次試験受験願書在中」と書き、80円分の郵便切手をはったあて先・郵便番号明記の返信用封筒（おおむね23cm×12cm：長形3号）を必ず同封し、各財務局等理財（第一）課へ必ず書留で郵送して下さい。受験願書提出後の受験地の変更は原則として認めません。

なお、受験願書等に記入された個人情報、公認会計士試験実施事務及び統計目的以外に使用することはありません。

- (3) 受験手数料として15,300円分の収入印紙を受験願書の所定の欄に消印しないではって下さい。
- (4) 写真は、出願前6カ月以内に撮影した脱帽、正面向き、無地の背景で人物像の大きさが写真票中に示した点線像大の、上半身を写した鮮明なものを使用して下さい（カラー、白黒は問いません。）。写真の大きさは縦5cm、横4cmのものとし、写真の裏面には氏名を記入し、所定の用紙の枠内にしっかりとって下さい。なお、規定の大きさでないもの、不鮮明なもの、人物が小さいもの等受験写真として不適当なものは受理しません。
- (5) 受理した受験願書及び受験手数料は、受験申込みを取り消した場合や受験しなかった場合でも返還しません。
- (6) 受験願書を受理した受験者に対しては、各財務局等から受験票を交付します。受験票は、合格発表まで紛失しないように注意して下さい。

5. 受験願書の添付書類

(1) 受験願書提出者のうち、次のイ～ニに該当する者は、それぞれの証明書等を添付して提出して下さい。

イ 公認会計士試験第三次試験受験資格検定に合格した者
合格証書の写

ロ 同検定免除の対象となる者（2. (3)、(4)に該当する者）
学校長又は、銀行、会社、行政機関等の代表者による在職証明書

ハ 計理士として会計の検査又は証明の業務を行ったことにより、実務補習、業務補助を行ったものとみなされる者
当該業務を委嘱された会社等からの証明書

ニ 筆記試験免除の申請を行う者
第3号様式による「公認会計士試験第三次試験筆記試験免除申請書」
筆記試験を免除されることを証する書面の写

(2) 受験願書に記入した氏名と上記のイ～ニの証明書等の氏名が異なる場合は、氏名が変更になったことが確認できる書類（戸籍抄本等）を添付して下さい。

6. 筆記試験の試験場における注意その他

- (1) 筆記試験は、各財務局等の管理のもとに実施しますから、その係官の指示に従って下さい。
- (2) 受験者は、試験開始前に試験に関する注意事項等について説明を行いますから、試験開始20分前までに必ず着席して下さい。正当な理由なく遅刻した者は受験を認めません。
- (3) 受験票は、受験の際必ず持参し、受験中は机の上に置いて下さい。受験票を所持しない者は試験場への入場を認めません。
- (4) 試験場においては、携帯電話等の通信機器の使用はできません。必ず電源を切って下さい。
- (5) 試験場においては、筆記用具、定規、ホッチキス、修正液（修正テープ）、算盤、電子式卓上計算機（下記イ～ハの各条件に該当するもの1台に限る。）、下敷き（あらかじめ係官に

許可を受けたものに限る。)及び時計(通信機能を有するものを除く。)の使用を認めます(付せん、ペンケース、はさみ、カッターの持込は認めません。)。なお、ふた付きの飲料用ペットボトル(容量は500ml程度)の持込みを1本に限り認めます(机の上には、必ずふたを閉めた状態で置いて下さい。試験中にこれ以外の飲食は認めません。)

イ 電源内蔵式で、紙に記録する機能及びプログラム入力又はプログラム記憶機能を有しないもの

ロ 数値を表示する部分がおおむね水平であるもの

ハ 外形寸法がおおむね次の大きさを超えないもの 20cm×20cm×5cm

係官の合図があったら、上記のもの以外はカバン等の中にしまい、全て足下に置いて下さい。

- (6) 答案用紙には、所定の欄に受験局名及び受験番号のみを記入し、氏名その他符号等は一切記入してはいけません。受験局名、受験番号が記入されていない答案は、採点されない場合があります。
- (7) 各問題について、問題用紙に記載されている注意事項をよく読んでから答案を作成して下さい。
- (8) 答案作成に当たっては、万年筆又はボールペン(インクはいずれも黒に限る。)を使用して下さい。
- (9) 試験開始後30分間及び試験終了前10分間は、試験場からの退場はできません。それ以外の時間に中途退場する場合には、必ず挙手し、係官が答案を受け取り確認するまで席を立たないで下さい。
- (10) 試験終了の合図があったら直ちに筆記用具を置き、係官の合図があるまで席を立たないで下さい。
- (11) 口述試験は、公認会計士・監査審査会事務局の管理のもとに東京都において実施しますから、その係官の指示に従って下さい。口述試験の受験者に対しては、その日時、場所、その他試験の施行に関し必要な事項を通知します。
- (12) 第三次試験の合格者、筆記試験により口述試験を受ける資格を得た者及び当該試験の後に行われる筆記試験をその申請により免除される者については、合格証書を郵送し又はその旨を通知し、その氏名を官報に公告するほか、各財務局等において掲示します。合格点及び満点については、合格発表掲示に併せて掲示します(公認会計士・監査審査会ホームページによる情報提供も行います。)
 - 掲示 9:00 ~ 17:00 (合格発表日を含む3日間を予定)
 - ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/cpaao/index.html>) 9:30頃(予定)成績に関する照会には一切応じません。
- (13) 受験願書の記入内容(住所・氏名・連絡先)に変更があった場合は、その旨を受験願書を提出した財務局等に必ず届け出て下さい。(第4号様式)
- (14) 試験に関して不明の事項については、最寄りの各財務局等理財(第一)課又は公認会計士・監査審査会事務局総務試験室(下記(15)、(16)参照)にお問い合わせ下さい。

(15) 試験地（筆記試験）及び申込先

試験地	申込先	電話番号	〒	所在地
北海道	北海道財務局理財課	011-709-2311	060-8579	札幌市北区北8条西2丁目
宮城県	東北財務局理財課	022-263-1111	980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1
東京都 埼玉県	関東財務局理財第一課	048-600-1117	330-9716	さいたま市中央区新都心1-1
石川県	北陸財務局理財課	076-292-7851	921-8508	金沢市新神田4-3-10
愛知県	東海財務局理財課	052-951-2545	460-8521	名古屋市中区三の丸3-3-1
大阪府	近畿財務局理財第一課	06-6949-6366	540-8550	大阪市中央区大手前4-1-76
広島県	中国財務局理財課	082-221-9221	730-8520	広島市中区上八丁堀6-30
香川県	四国財務局理財課	087-831-2131	760-8550	高松市中野町26-1
熊本県	九州財務局理財課	096-353-6351	860-8585	熊本市二の丸1-2
福岡県	福岡財務支局理財課	092-411-7281	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1
沖縄県	沖縄総合事務局理財課	098-862-1451	900-8530	那覇市前島2-21-7

(16) 試験地（口述試験）

試験地	主管	電話番号	〒	所在地
東京都	公認会計士・監査審査会 事務局総務試験室	03-5114-3600	105-0001	東京都港区虎ノ門2-2-1 J Tビル14階

（注 意）

1. 受験願書提出の際、もう一度記入事項を確認の上、「写真」、「収入印紙」及び「添付書類（5. 各号に該当する者）」が添付されていることを確認して下さい。不備のあるものは受理しません。
2. 受験願書の氏名、生年月日欄は戸籍どおり正確に記載し、略字を用いたり戸籍上旧漢字であるのに常用漢字を用いたりしないで下さい。
なお、氏名の文字や生年月日が戸籍と異なっていると、合格しても直ちには登録手続きができない場合がありますから注意して下さい。

記入例

記入しないで下さい。

平成17年 公認会計士試験第3次試験受験願書

※ 受験番号
財務局 財務支局 第 号
総合事務局
平成17年10月9日

提出日（郵送により提出する場合は郵送日）を記入して下さい。

氏名は戸籍どおり正確にかい書で記入し、略字を用いたり戸籍上旧漢字であるのに常用漢字を用いたりしないで下さい。

平成17年10月21日現在の年齢を記入して下さい。

必ず郵便番号を記入し、住所はアパート名・建物番号まで30字以内で記入して下さい（都道府県名は省略可）。

問い合わせなど緊急時の連絡のため、確実に連絡が取れる電話番号を記入して下さい。

勤務先が変わった場合は、必ずその前の勤務先を記入して下さい。現在無職であっても、職歴がある場合は「現在又は直近」欄にその勤務先を記入し、職歴がない場合は記入しないで下さい。

収入印紙貼付

第1次試験 7,300円
第2次試験 9,000円
第3次試験 15,300円
(消印しないこと。)

公認会計士・監査審査会会長 殿

平成17年 公認会計士試験第3次試験を受験したいので申し込みます。

氏名 会計太郎

15,300円分の収入印紙を重ならないようにはって下さい。

なお、受験願書の受付場所では、収入印紙を取り扱っていません。事前に用意して下さい。

受験資格を証明する書類と氏名が異なる場合は記入し、氏名を変更したことが確認できる書類（戸籍抄本等）を添付して下さい。

履 歴

フリガナ かいけい たろう	生年月日 (昭和) 52年 4月 1日	性別 男・女	現住所 〒000-0000 (TEL) 東京都港区虎ノ門0-0-0 00アパート101号
氏名 会計太郎	(年齢 28才)		
フリガナ	※ 移転先 〒 (TEL)	連絡先 (携帯・勤務先・帰省先・その他・なし)	上記の住所以外で緊急の場合等の連絡先があれば記入すること。 (TEL 000-0000-0000)
旧姓 (改姓年月 年 月)			

学 歴

学 校 名	学部・学科名	期 間	学 年	修了・卒業・中退・在学中の別	職 歴	在 職 期 間
現在(最終) 00大学大学院	商学研究科	自 52年 4月 至 54年 3月	2年	修了・卒業・中退・在学中	現在又は直近 00監査法人	自 54年 10月 至 年 月
上記が大学院の場合その前 00大学	商学部商学科	自 50年 4月 至 52年 3月	4年	修了・卒業・中退・在学中	その前	自 年 月 至 年 月

受験者心得「5. 受験願書の添付書類」が必要となる場合は、その書類を必ず添付して下さい。

受験願書裏面の注意事項を参照し記入して下さい。

写真票・受験願書（財務局等控）・受験票についても氏名、生年月日、住所等必要事項を記入して下さい。

記入内容を訂正する場合には、訂正する部分を二重線で抹消し、正しいものを記入して下さい。（訂正印不要）

平成17年10月9日

公認会計士・監査審査会会長 殿

会計士補

港区虎ノ門2-2-1

氏名 会計 太郎

（登録番号 第XXXXXX号
合格証書番号 第XXXXXX号）

業務補助等報告書

会計士補等の業務補助等に関する規則第1条に基づく業務補助等を下記のとおり行ったので、同規則第4条の規定により業務補助等証明書を添えて報告します。

記

業務補助等の期間 平成14年10月8日から平成17年10月7日まで

業務補助等の機関等 ○○監査法人

業務補助等の概要 ○○○株式会社（港区虎ノ門Z-Z-Z）

証券取引法及び商法特例法に基づく監査

事業年度

（第XX期） 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日（資本金：○○百万円）

（第XX期） 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日（資本金：○○百万円）

（第XX期） 自平成16年4月1日 至平成17年3月31日（資本金：○○百万円）

（第XX期） 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日（資本金：○○百万円）

実務補習修了承認番号 第XXXXXX号

実務補習の期間 平成14年10月11日から平成15年10月10日まで

業務補助等の期間と重複している期間 1年間

平成17年10月9日

公認会計士・監査審査会会長 殿

○監査法人

代表社員 ○○○○印

業務補助等証明書

会計士補 会計 太郎 は、下記のとおり業務補助等を行ったことを証明します。

記

業務補助等の期間 平成14年10月8日から平成17年10月7日まで

業務補助等の機関等 ○○監査法人

業務補助等の概要 ○○○株式会社（港区虎ノ門Z-Z-Z）

証券取引法及び商法特例法に基づく監査

事業年度

（第XX期） 自平成14年4月1日 至平成15年3月31日（資本金：○○百万円）

（第XX期） 自平成15年4月1日 至平成16年3月31日（資本金：○○百万円）

（第XX期） 自平成16年4月1日 至平成17年3月31日（資本金：○○百万円）

（第XX期） 自平成17年4月1日 至平成18年3月31日（資本金：○○百万円）

- ※ ①事業年度は、必ず業務補助等の期間と合致する事業年度分（記載例でいえば補助等の期間の平成14年10月8日から平成17年10月7日までの4事業年度分）が必要となります。
- ②監査区分が、証取法又は商法特例法に基づく監査以外の監査（例：学校法人監査、信用金庫監査、その他任意監査）の場合は1年に2法人以上の財務書類の監査又は証明業務を対象とする必要があります。
- ③提出日付につきましては業務補助等の期間の終日より後の日付になります。
- ④実務補習に関する部分を忘れずに記載して下さい。
- ⑤記載例ではA4用紙1枚となっておりますが、複数枚となってもかまいません。

平成17年10月9日

公認会計士・監査審査会会長 殿

会計士補

港区虎ノ門2-2-1

氏 名 会計 太郎

〔登録番号 第XXXXXX号〕
〔合格証書番号 第XXXXXX号〕

業務補助等報告書

会計士補等の業務補助等に関する規則第1条に基づく業務補助等を行なったので、同規則第4条の規定により業務補助等証明書を添えて報告します。

記

業務補助等の期間 平成14年10月8日から平成17年10月7日まで

業務補助等の概要

1 実務従事を行なった機関

所在地：港区虎ノ門Z-Z-Z

名称：〇〇株式会社

業 種：不動産業

資 本 金：〇〇〇百万円

実務従事場所：本社財務部財務課

2 具体的な実務従事の内容

平成14年10月8日から平成17年10月7日までの間、上記の実務従事場所において正職員として、かつ、本務として を目的とする財務分析に関する事務を直接担当として行なった。

実務補習修了承認番号 第XXXXXX号

実務補習の期間 平成14年10月11日から平成15年10月10日まで

業務補助等の期間と重複している期間 1年間

※添付書類

①従事した機関の概要がわかるもの：

会社案内（ディスクロージャー用、リクルート用）

②正職員として、かつ、本務として直接担当していたことが確認できるもの：

在籍証明書（期間を証明したもので、代表権のある者が発行したもの）

・会社の座席表・社員名簿等

③実際に行なった業務の内容がわかるもの：

業務分掌規程、組織図、貸付稟議書・原価計算書・財務分析レポート等の写し

平成17年10月9日

公認会計士・監査審査会会長 殿

港区虎ノ門Z-Z-Z

〇〇〇 株式会社

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○ 印

業務補助等証明書

会計士補 会計 太郎 は、下記のとおり業務補助等を行なったことを証明します。

記

業務補助等の期間 平成14年10月8日から平成17年10月7日まで

業務補助等の概要

1 実務従事を行なった機関

所在地：港区虎ノ門Z-Z-Z

名称：〇〇株式会社

業 種：不動産業

資 本 金：〇〇〇百万円

実務従事場所：本社財務部財務課

2 具体的な実務従事の内容

平成14年10月8日から平成17年10月7日までの間、上記の実務従事場所において正職員として、かつ、本務として を目的とする財務分析に関する事務を直接担当として行なった。

注意事項： 実務従事の内容については、正職員として、かつ、本務として直接担当していたことを証明して下さい。

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

会計士補（会計士補となる資格を有する者）
主たる事務所の所在地
氏 名
〔登録番号第 号〕
〔合格証書番号第 号〕

業 務 補 助 等 報 告 書

会計士補等の業務補助等に関する規則第1条に基づく業務補助等を実行したのとおり行ったので、同規則第4条の規定により業務補助等証明書を添えて報告します。

記

業務補助等の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
業務補助等の機関等
業務補助等の概要

（注意事項）

- 1 業務補助等を行った機関等が2以上の場合には、これを併記すること。
- 2 業務補助等の概要欄には、次の事項を記載する。
 - (1) 業務補助の場合
 - ① 被監査会社の法人名、所在地、事業年度及び資本金
 - ② 監査区分（証券取引法、商法特例法等の監査の根拠法又は任意監査の別）
 - (2) 実務従事者の行った機関等の名称、所在地、従事場所、資本金（出資金）、業種目及び具体的実務従事の内容
 - (3) 実務補習が修了している場合は、実務補習修了承認番号及び実務補習の期間
- 3 外国に当該公認会計士の資格に相当する資格を有する者について業務補助を行った場合には、当該公認会計士の資格に相当する資格を証する書面、国籍、住所並びに事務所の名称及び所在地を記載した書面を添付すること。
- 4 実務に従事した場合は、当該実務に従事した機関等の概要及び実務従事者が正職員として、かつ、本業務として直接担当していたことが確認できる書類を添付すること。

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

公 認 会 計 士 印
（登録番号第 号）
監 査 法 人 印
代 表 社 員 印
行政機関の長又はこれに準ずる者 印

業 務 補 助 等 証 明 書

会計士補（会計士補となる資格を有する者）は、下記のとおり業務補助等を行ったことを証明します。

記

業務補助等の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
業務補助等の概要

（注意事項）

- 1 業務補助等の概要欄には、次の事項を記載する。
 - (1) 業務補助の場合
 - ① 被監査会社の法人名、所在地、事業年度及び資本金
 - ② 監査区分（証券取引法、商法特例法等の監査の根拠法又は任意監査の別）
 - (2) 実務従事者の行った機関等の名称、所在地、従事場所、資本金（出資金）、業種目及び具体的実務従事の内容
 - (3) 実務補習が修了している場合は、実務補習修了承認番号及び実務補習の期間
- 2 外国に当該公認会計士の資格に相当する資格を有する者について業務補助を行った場合には、当該公認会計士の資格に相当する資格を証する書面、国籍、住所並びに事務所の名称及び所在地を記載した書面を添付すること。

第3号様式

(日本工業規格 A 4)

平成 年 月 日

公認会計士・監査審査会会長 殿

氏 名

年 月 日生

公認会計士試験第3次試験筆記試験免除申請書

公認会計士法第10条第3項の規定により、公認会計士試験第3次試験筆記試験の免除を申請します。

第4号様式

(日本工業規格 A 4)

平成 年 月 日

住所等変更届出書

受験番号
氏 名
生年月日

下記の事項について変更しますので届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 事 項	
	変 更 後	変 更 前

(注) 変更事項の欄には、住所、氏名、連絡先を記入して下さい。氏名の変更の場合は、氏名を変更したことが確認できる書類（戸籍抄本等）を添付して下さい。